

千葉市科学館指定管理者募集要項等に関する質疑応答

	関連書類等	質問	回答
1	提案書様式第30号から32号	収支予算書(提案書様式第30号から第32号)に関して、コロナウイルス感染症による影響を加味して作成すべきでしょうか。また、その場合貴市として収支の増減についてどのように想定されていますでしょうか。	収支予算書に関しては、新型コロナウイルスの影響を加味せずに作成をお願いします。 新型コロナウイルスの影響により当初の収支計画との齟齬が出た場合、募集要項で定めるリスク分担に対する方針に従って対応することとします。
2	募集要項P19 10審査選定 (2)利用料金の設定及び減免の考え方 管理運営の基準P5 (4)利用料金制度の留意点 提案書様式第24-1号、第30号	「募集要項」P19 10審査選定 (2)利用料金の設定及び減免の考え方、及び「管理運営の基準」P5 (4)利用料金制度の留意点、提案書様式第24-1号、第30号に記載がある「利用料金(収入)」について質問させていただきます。新型コロナウイルス感染拡大防止のための入館者制限等に伴う利用料の減について、提案書様式30号の5年分の利用料金収入には考慮にいれなくてよいという認識でよいでしょうか。それとも仮定になってしまいますが、現時点でのコロナ禍の影響を勘案し、利用料の減をある程度想定し、その減分を考慮した事業内容とすればよいか、収入と支出(人件費、事業等)について、市として望ましい提案の方向性をご教示ください。	たとえば、教育委員会の指示により施設の臨時休館又は施設の利用時間を制限(以下、「臨時休館等」という。)した場合は、「業務の中止・延期」リスクの「教育委員会の指示によるもの」に該当し、当該リスクは教育委員会が負担することとしていることから、臨時休館等による影響と認められる利用料金の減収額については、指定管理料の変更により対応する予定です(臨時休館等によって不用となった管理経費が発生した場合は相殺する予定です)。一方で、教育委員会の指示に起因しない需要変動、たとえば、いわゆる「利用控え」による利用料金の減収については、指定管理者がリスクを負担することとしていることから、教育委員会は当該減収については対応しない予定です。
3	募集要項P17～19、21 ア利用料金収入 イ指定管理料 (5)利益の還元 不可効力	感染症の収束が読みにくい社会状況にありますが、コロナ禍での感染拡大防止のため千葉市の判断で臨時休館をした場合、この間の利用料金収入が見込めません。他市事例にもあるようにリスク分担の「不可抗力」と捉え、この間の減収は、千葉市より補償されるものと考えてよろしいでしょうか。考え方もお示しください。	
4	募集要項P5～6 リニューアル 数値目標(年間)	次期指定管理期間の令和4年4月1日から同4年9月までの間に実施される展示リニューアルの工事期間の間、工事に伴い大幅に利用者の入館や利用の制限が想定されます。この間に想定される入館者数と利用料金収入の想定をご教授ください。	今回のリニューアルは、全面休館せず、展示エリアごとに時期をずらしながら施工を行い、他の事業は開館したまま行う「居ながら施工」を行います。休館や大幅な利用制限を伴わないことから、改めて施工期間中における入館者数等の想定を算定する予定はありません。
5	募集要項P17～19、21 ア利用料金収入 イ指定管理料 (5)利益の還元 業務の中止・延期	この展示リニューアルは、千葉市の事業と捉えております。約半年間に及ぶ工事に伴う利用料金収入の減収は、リスク分担の「業務の中止・延期」と捉え、千葉市より補償されるものと考えてよろしいでしょうか。考え方をお示しください。	上記のとおり「居ながら施工」により休館を伴わないため、工事に伴う利用料金収入減収に対する補償は、現在考えておりません。
6	募集要項P5～6 リニューアル	展示リニューアル工事終了後、お披露目などのイベントの開催をご計画でしょうか。このリニューアルイベントに係る予算の考え方をご教授願います。	現在のところ、リニューアルイベントは特に行う予定はありません。

千葉市科学館指定管理者募集要項等に関する質疑応答

	関連書類等	質問	回答
7	管理運営の基準P21 1指定期間前準備業務	指定期間前準備業務に係る経費は、指定管理料とは別にお支払いを頂けるものとの考えてよろしいでしょうか。	そのための費用は負担しません。（「千葉市指定管理者制度運用ガイドライン」を参照願います）
8	募集要項P5～6 リニューアル	展示リニューアル期間やコロナ禍を含む年度の入館者の減少は、指定管理の評価にどのように反映されるのでしょうか。	大規模災害や感染症まん延など、通常では想定できない特別な事情が発生した場合は、数値目標に対する評価について、教育委員会及び指定管理者の双方で協議することになります。
9	様式集 表紙 提出書類2(3)	提出書類に「株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書」とありますが、社員資本等変動計算書は作成していないため、「株主資本等変動計算書」のみ提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 株式会社については、株主資本等変動計算書は会社法第435条第2項及び会社計算規則第59条により作成が義務付けられているものの、社員資本等変動計算書は特に作成が義務付けられているものではありません。 また、持分会社については、社員資本等変動計算書は会社法第617条及び会社計算規則第71条により作成が義務付けられているものの、株主資本等変動計算書は特に作成が義務付けられているものではありません。 従って、株式会社の場合は株主資本等変動計算書、持分会社の場合は社員資本等変動計算書をご提出ください。
10	様式集 表紙 提出書類2(5)	提出書類に「計算書類に係る附属明細書及び事業報告に係る附属明細書」とありますが、前3事業年度における事業報告書も提出すべきでしょうか。	お見込みのとおり、前3事業年度における事業報告書もご提出ください。